

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 2 月 20 日（火）第 491 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 1
 - 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（社会福祉課取扱い） 2
 - 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）（社会福祉課取扱い） 2
 - 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 3
 - まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する知事管理漁獲可能量の変更（水産振興課取扱い） 3
 - 収去飼料の試験結果の公表（畜産課取扱い） 3
 - 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課取扱い） 4
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（北薩地域振興局取扱い） 5
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 5
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 5
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 5
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 6

告 示

鹿児島県告示第106号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 6 年 2 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
奄美市住用町大字市字アラマタ1130番1から1130番3まで、1131番、1133番、1134番、1134番2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和6年2月20日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
すず調剤薬局	薩摩川内市東開聞町13番4号	令和6年1月8日
エナジー薬局	霧島市国分府中町33-18	令和5年12月31日
丸田歯科クリニック	いちき串木野市旭町12番地	令和5年12月31日
嶺山内科	奄美市名瀬入舟町9番15号	令和5年12月20日
政小児科内科医院	奄美市名瀬柳町4番43号	令和5年12月31日
医療法人徳洲会和光整形外科クリニック	奄美市名瀬和光町18-19	令和6年1月1日
こぐま薬局	奄美市名瀬柳町8番10号	令和5年12月30日
春田医院	霧島市牧園町宿窪田2072番地	令和5年12月31日

鹿児島県告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和6年2月20日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
はなのゆ薬局加治木店	始良市加治木町仮屋町2番1	令和5年11月1日
馬毛島診療所	西之表市馬毛島用地2	令和6年2月1日
みなと薬局	薩摩川内市中郷四丁目248番	令和6年2月1日
オリーブ薬局	曾於市末吉町上町四丁目2番地6-102号	令和6年2月1日
寺脇薬局	霧島市牧園町宿窪田927-4	令和6年2月1日
赤尾木歯科医院	大島郡龍郷町赤尾木東通16-1	令和6年2月1日

鹿児島県告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和6年2月20日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者				指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 あいがと	霧島市隼人町小田289	訪問看護ステーションあいがと	霧島市隼人町小田289	令和6年2月1日
医療法人健仁会	いちき串木野市大里 3869番地6	医療法人健仁会訪問 看護ステーションほ	いちき串木野市大里 3816番地1	令和5年8月1日

		がらか		
--	--	-----	--	--

鹿児島県告示第110号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 6 年 2 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
室原 誉伶	薩摩川内市下甌手打診療所	薩摩川内市下甌町手打956番地	内科	令和 6 年 2 月 9 日
名越 ゆう子	前原やすしくリニック	日置市吹上町小野1481-1	内科	令和 6 年 2 月 9 日

鹿児島県告示第111号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和 6 年 2 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
14,300 トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業	11,700 トン
鹿児島県その他のまさば及びごまさば漁業	現行水準

鹿児島県告示第112号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和5年12月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和 6 年 2 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
鹿児島プロフーズ（株） 本社工場 1340001001045 （いちき串木野市）	同 左	フェザーミール	令和 5.11	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無
		チキンミール	5.11	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無
南日本くみあい	同 左	くみあい配合飼料	5.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗	無

飼料 (株) 志布志工場 6340001004241 (志布志市)		鹿児島 J A チキン 前期 P		繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	
		くみあい配合飼料 鹿児島げんき B 30 クランブル	5.12	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 茶美麦豚クランブル	5.12	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 鹿児島黒牛一本気	5.12	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
日本農産工業 (株) 志布志工場 6020001015642 (志布志市)	同 左	ノーサン印ブロイ ラー肥育後期用配 合飼料新ノーサン 後期 H	5.12	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		ノーサン印肉豚肥 育用配合飼料エコ ミート C R	5.12	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		ノーサン印ほ乳期 子牛人工乳用配合 飼料バナナカーフ	5.12	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		ノーサン印肉牛繁 殖用配合飼料きり しま繁殖用	5.12	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和 6 年 2 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 施行者の名称

鹿屋市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 鹿屋都市計画下水道事業
- (2) 名称 鹿屋市公共下水道

3 事業施行期間

昭和56年 3 月 11 日から令和13年 3 月 31 日まで（変更前令和 6 年 3 月 31 日まで）

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分

昭和56年 3 月 11 日鹿児島県告示第417号、昭和59年11月28日鹿児島県告示第1861号、平成 3 年 3 月 27 日鹿児島県告示第856号、平成 8 年 1 月 26 日鹿児島県告示第126号、平成14年 3 月 26 日鹿児島県告示第454号、平成17年10月25日鹿児島県告示第1650号、平成23年10月 14 日鹿児島県告示第1008号及び平成29年 3 月 31 日鹿児島県告示第451号の事業地のうち古前城町、向江町、共栄町、新栄町、北田町、西大手町、新川町、王子町、打馬一丁目、打馬二丁目、寿二丁目、札元二丁目、上谷町、新生町、西原一丁目、西原二丁目、下祓川町及び西祓川町地内において事業地を変更する。

北薩地域振興局告示第 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 2 月 20 日

北薩地域振興局長 北 菌 育 子

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B型事業所デザイン	薩摩川内市大小路町55番1号	haruhana 合同会社	薩摩川内市大小路町55番1号	前田 智美	令和 6 年 1 月 31 日	就労継続支援B型

大隅地域振興局告示第 3 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年 2 月 20 日

大隅地域振興局長 永 野 義 人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
自立訓練事業所 放課後ハウスTE RAKOYA	鹿屋市上野町 4750-1	一般社団法人煌珠会	鹿屋市上野町 4738番地	篠原 大志	令和 5 年 12 月 1 日	児童発達支援・放課後等サービス

大隅地域振興局告示第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 2 月 20 日

大隅地域振興局長 永 野 義 人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
つばみ	鹿屋市吾平町麓 1641番地1	ライズ株式会社	鹿屋市東原町 6874番地4	草葉 正司	令和 5 年 8 月 31 日	生活介護
咲楽工房	鹿屋市東原町 6874番地4	ライズ株式会社	鹿屋市東原町 6874番地4	草葉 正司	令和 5 年 8 月 31 日	就労継続支援B型
consumos	鹿屋市旭原町 3598-8	ライズ株式会社	鹿屋市東原町 6874番地4	草葉 正司	令和 5 年 8 月 31 日	共同生活援助
就労継続支援B型事業所ONETEM	志布志市有明町 伊崎田1098番地1	株式会社新誠会	志布志市有明町 伊崎田1098番地1	新地 亮平	令和 5 年 10 月 20 日	就労継続支援B型

大隅地域振興局告示第 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 6 年 2 月 20 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B型せとぐち	鹿屋市寿四丁目9-5	特定非営利活動法人せとぐち	鹿屋市田淵町176番地1	飯隈章一郎	令和5年12月1日	就労継続支援B型

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第19号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年 2 月 20 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P フィーバー炎炎ノ消防隊 Y R	株式会社三共	3P1234
ぱちんこ遊技機	P 魔王学院の不適合者 F M Y	株式会社藤商事	310659
ぱちんこ遊技機	P リング 呪いの7日間3 L T 搭載 J S G	株式会社 J F J	3P1711
ぱちんこ遊技機	P A ハイスクール・フリート 2 S B	株式会社メーシー	3P1674
回胴式遊技機	L 炎炎ノ消防隊 j G	株式会社ジェイビー	330569